

第1回長野県水道ビジョン検討委員会 議事録

日 時：平成27年8月24日（月）午後1時27分から午後3時46分まで

場 所：長野県庁 3階 特別会議室

出席委員：国包章一委員、酒井美月委員、佐藤裕弥委員、島田賢一委員、中條智子委員、花見陽一委員

ワグザバー：（公財）長野県下水道公社（岩嶋敏男専務理事、小林重幸経営企画係長）

長野県企業局水道事業課（内田和孝課長補佐兼経営計画係長）

県出席者：青柳環境部長、中山水大気環境課長、小林水大気環境課課長補佐兼水源水道係長 他2名

【発言者】	【発言内容】
事務局	<p>ただ今から第1回長野県水道ビジョン検討委員会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます水大気環境課課長補佐兼水源水道係長の小林でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、県環境部長よりごあいさつ申し上げます。</p>
青柳環境部長	<p>県環境部長の青柳郁夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>この度、長野県水道ビジョン検討委員会の設置に当たりまして、委員の皆様には就任についてご快諾いただき、また本日大変お忙しい中お集まりいただき、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>当県の水道でございますが、普及率は98.9%に達しておりまして、生活になくはない、ひねればどこへ行っても出る、といったような状況に近づいているのではないかと考えているところでございます。</p> <p>しかしながら、水道をめぐる環境につきまして若干触れさせていただきますと、将来的には人口減少による料金収入の減少が見込まれる、その一方で水道施設の老朽化あるいは耐震化に対応するための施設更新のコストが増加していくこと、そして行政改革等におきまして職員の減少などにより技術の継承が懸念されることなど、今後経営あるいは運営が厳しくなっていくことが見込まれるところでございます。</p> <p>こういった問題につきましては、それぞれの水道事業者が対応すべきものと考えておりますが、本県におきましては小さな事業者が多いこと、そして地形的に配水効率が良くないということから、事業者単独での取り組みでは対応しきれない難しい課題もあると考えるところでございます。</p> <p>このため将来にわたって安心安全な水道が維持、持続できますように、県内水道の目指す方向性とその実現方策、連携等につきまして、水道関係者の共通の取り組み指針となります長野県水道ビジョンをこの度策定することとしたところでございます。</p> <p>策定に当たりまして、この長野県水道ビジョン検討委員会におきましてそれぞれの分野でご活躍されております委員の皆さまの貴重なご意見をいただき、お力をお借りできればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>

事務局 ありがとうございます。部長は所用によりまして、ここで退席させていただきます。

青柳環境部長 失礼いたします。どうぞよろしく願いいたします。

事務局 本日につきましては、初めての検討委員会ということになりますので、委員の皆さま方から自己紹介をいただきたいと思います。お手元に配布しております次第の2枚目の裏に検討委員会の委員名簿を載せてございます。こちらの名簿の順番で国包委員さんからお願いいたします

国包委員 国包でございます。よろしく願いいたします。私は、名簿に書いていただいておりますが、以前は厚生労働省国立保健医療科学院というところにおりまして、水道関係の研究を行っておりました。そのあと静岡県立大学の方に移りまして5年間ほど教員をしまして、現在、それも退きまして、特に定職なしということでございます。よろしく願いいたします。

酒井委員 酒井でございます。よろしく願いします。私は現在長野工業高等専門学科の環境都市工学科で、水理学、河川工学を専門に教鞭をとっております。研究分野での専門は水環境ということでお声かけいただきました。どうぞよろしく願いします。

佐藤委員 佐藤裕弥と申します。浜銀総合研究所というところで、特に水道事業の経営経済的な研究を担当しております。委員名簿に載せていただきました通り、厚生労働省が進めております新水道ビジョンの策定検討会、このときの委員をさせていただきました。ぜひともよろしく願いします。

島田委員 長野市上下水道局の島田でございます。よろしく願いします。現在長野市では水道事業、簡易水道を含めて経営しているわけですが、なかなか経営的には苦しいものがあるところがございます。今回のビジョンの策定のなかでいろいろなご意見を拝聴させていただきたいと思います。よろしく願いします。

中條委員 中條智子と申します。長野県連合婦人会の会長をしています。今日は消費者の代表ということで、長野県消費者団体連合協議会の幹事ということで出席させていただいております。よろしく願いいたします。

花見委員 青木村住民福祉課長の花見陽一と申します。私は簡易水道、また小規模事業者と言うことで参加させていただいております。長野県、やはり山間部においてなかなか小規模事業者が多いということがございます。将来にわたりまして安心安全な水道を供給できるような方策をこのビジョンでみなさんと一緒に話し合いできればと考えております。よ

ろしく願ひします。

事務局

どうもありがとうございました。委員の皆さまには、長野県水道ビジョン検討委員といたしましてそれぞれのお立場でご意見をいただきたいと思ひますのでよろしく願ひいたします。

また、今回オブザーバーといたしまして、公益財団法人長野県下水道公社から岩嶋敏男専務理事、小林重幸経営企画係長、そして、長野県企業局水道事業課から内田課長補佐兼経営計画係長の方々に御出席をいただいております。

長野県下水道公社につきましては、市町村公共下水道の維持管理等の支援を行ってござりまして、またその際広域的な共同委託、共同発注などで経験があること、また市町村においては上水道と下水道の業務を一つの部局、課で行っていることも多いことから、将来的に上水道と下水道の一体的な対応も考えられるので、オブザーバーとしてご出席をいただいております。

また、長野県企業局につきましては、上水、用水供給事業を広域的に行っていることに加えて、小規模事業体への支援を検討していくということでもありますので、オブザーバーとしてご出席をいただいております。以上よろしく願ひいたします。

続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

(資料の確認)

事務局

本日はまだ委員長が決まっておりませんので、決まるまでの間、水大気環境課長が進行を務めさせていただきます

事務局

改めまして水大気環境課長の中山でございます。水道ビジョン検討委員会設置要綱第4条第2項で、委員長は委員の互選によって決定する、ということになってござりますが、いかがいたしましょうか。

島田委員

ただ今事務局から委員長の選任について意見を求められておりますので、私の意見を申し上げます。委員長には国包委員を推薦いたします。国包委員は水道工学など公衆衛生に関する見識が高く、国立公衆衛生院の水道工学部長、国立保健医療科学院の水道工学部長などを歴任し、さらに世界保健機構や厚生労働省の水質に関する委員を務められるなど、委員の水道に関する長年の経験と高度な知識は長野県の水道事業を考えるこの委員会の論議を的確な方向に導いていただけるものと思ひます。したがって委員長には国包委員を推薦しますので、各委員のご賛同を願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。ただ今島田委員から国包委員を委員長にということでご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局

ありがとうございます。それでは、国包委員に委員長をお願いしたいと思います。国包委員長は議長席へお願いいたします。それでは、国包委員長からご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

国包委員長

それではご指名でございますので、改めてご挨拶申し上げます。ただ今島田委員の方から、過分のご紹介をいただきまして非常に恐縮しております。おそらく水道に長く色々かかわってやらせていただいていたということでご指名だと思っております。微力ではございますが、精一杯、皆様がたのご協力いただきながら、お役を果たしていきたい、いい水道ビジョンを作りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

国包委員長

それでは、私のほうで進めさせていただきます。先ほどご紹介いただきました要綱の第4条の3項で、委員長の代理は委員のうちから委員長が指名によって決定し、委員長を補佐し、委員長に事故ある時また不在の時はその職務を代理するという事となっております。委員長代理につきまして、私の方から、佐藤裕弥委員を指名させていただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

国包委員長

それでは、佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

お引き受けさせていただきます。

国包委員長

ありがとうございます。それでは、会議に先立ちまして、本日の審議につきましては、非公開情報はないということでございますので、公開としたいと思いますがいかがでしょうか。ご了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

国包委員長

それでは、公開ということで、これから議事に入りしたいと思います。よろしくお願いいたします。本日の会議は長野県水道ビジョンの策定にあたって、長野県の水道の現状を踏まえた課題について中心に議論いただくこととなっております。それに先立ちまして、今日は議題が4つ、(1)から(4)までございますが、このうちの(1)の長野県水道ビジョンの策定について、事務局の方からその趣旨を説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 (資料1により説明)

国包委員長 ありがとうございます。全体的な概略のご説明をいただきましたが、質問などないでしょうか。個別のことについては追々色々議論していかなければならないと思いますし、議論が先まですすんで後戻りしてということも必要なケースも出てくることかと思いますが、あまり気にしていただかなくて結構なので、如何でしょうか。

島田委員 資料の検討方法の中で、検討委員会の位置づけとそれから地域検討会がございしますが、ざっくりで結構ですので、イメージとしてどういった形で検討していくのでしょうか。

事務局 圏域につきましては検討委員会でどういう分けが良いかということも含めてご議論いただくわけですが、圏域ごとのまとまりでどのような連携方策があるか、どのような課題がありどのような手法をとり得るかといったことを、事務局である程度原案を示させていただき、この検討委員会で揉んで頂いた後、それをもって地域検討会の方へ持って行って、実際に市町村さん、事業者さんのご意見を伺いながら具体的に詰めていくと言ったイメージでおります。

事務局 補足させていただきます。今県で地域検討会を検討委員会に先駆けて開催してございます。長野県の場合10広域という行政単位がございまして、それごとに水道事業者に集まっていた中で、水道の地域の課題等を一度ご議論いただいております。

私どもとしては、検討委員会で議論いただいたものを、地域検討会の方へ持っていった議論していただき、またこちらへ持ちあげてもらおうというようなことを考えています。

ただ、圏域につきましては、広域としましては10ございしますが、それを検討会の議論の中でそのまま10圏域とするのか、それとももっと大まかな形で行くのかといったことを議論いただければと思います。

島田委員 分かりました。

国包委員長 圏域のことについては後でまたもう少しありますね。関連のことでも、他のことでも結構ですがいかがですか。

それでは恐縮ですがわたくしからよろしいですか。都道府県水道ビジョンということですが、水道ビジョンということになりますと、普通であれば各水道事業者が将来のビジョンということで作るべきものと私は思うのですが、今回は都道府県版の水道ビジョンを作ること、視点が変わってくるような部分、変えるべきだと言う部分もあるのでしょうか。

佐藤さんは前に厚労省の検討会の委員をされていたので、そのあたりのことお聞きしたいと、私からあえて申し上げます。

私から都道府県水道ビジョンということでご意見を求められましたので、知っている範囲でお答えします。私は厚労省の新水道ビジョンの検討委員をしておりました。これからお話しをするのはその際の私の意見として申し上げたいと思います。

日本の水道というのは原則としては市町村、ということで地域をふまえて行われています。しかしながら、今後将来の人口減少、老朽化更新財源の確保などなど考えますと、はたしてそうした観点で良いのか、というところを調べた結果、特に規模の大きい水道事業体から職員数が数名程度のところまでひとくくりとして水道事業として扱ってきたわけですが、今後将来を展望した場合に、特に規模の小さいところは単独で将来に明るい姿を描けるかどうか、私自身が疑問に思いました。

そこで厚生労働省の会議において、私が独自に全国の都道府県・市町村にアンケート調査をさせていただいた結果、答えはほぼ半々に分かれました。一つは、都道府県が水道に関わりたいという意見、もう一つは都道府県が水道に積極的にかかわる必要はないというやや消極的な意見と数字上は分かれました。ただし、その分かれた判断のポイントは積極的なところも消極的なところも、水道法に市町村と規定されていることによっています。つまり積極的に読んだ団体は市町村と書いてあるから、都道府県が関わるべきという解釈をしておられた。もう一つは字句通り市町村と書いてあるのだから、都道府県はあまり積極的に関わるべきではないという考え。これがほぼ拮抗しておりました。

ただその後実際に国の委員会で特に問題とされたのは、事務局より頂いた資料1の、1頁目の1番、水道事業の現状と課題にあります。水道事業が単独では乗り越えられない課題、財政問題、技術基盤、人材確保には発展的広域化等による市町村界を越えた対応が求められる、さらに職員数が少なく日常業務で手いっぱい、こういった状況がアンケート結果から明らかになったので、はたして県という立場で公の関与があったほうが良いのか、そうでないのか、そういったあたりが議論の分かれ目になりました。

そうしたところから、県という立場からは当面水道は市町村の問題と言いつつも、広く都道府県という圏域内に対する責任の観点からは関係したほうがいいのではないかと、そうしたことを考えた場合には、一つの目安として都道府県単位でビジョンを作ってはどうかといったことから、この都道府県水道ビジョンという概念まで議論が発展していったところでした。

そうしたことを踏まえ、今回長野県の資料1を拝見すると、われわれが当時意見したような状況が、特に縮図的に表れている地域ではないかと思われましたので、私は今回事務局が出された資料1の骨格等については基本的には賛同する立場で考えております。

ただ1点、事務局への要望と致しまして、先程10圏域という概念でありましたが、おそらく最終的にはそれぞれ圏域ごとの水道の効率化、これは水道の密度の問題と色濃く関係してくると思しますので、水道施設の密度の観点にしっかりと目を向けて検討したいということとともに、地域検討会でしっかりと意見のすり合わせをしていただきたいということをお伝えしておきたいと思っております。

国包委員長	<p>詳しくお話しいただいてありがとうございました。厚労省のビジョンの検討会の中でどういったことが課題になったか、また島田委員からもありましたが、圏域の関連でご意見いただきました。また追々、そういった面について議論を深めていきたいと思えます。</p> <p>よろしいでしょうか、他に何か。それでは、資料もたくさんございますし、時間の関係もございますので、先へ話を進めさせていただきたいと思えます。</p> <p>(2)でございますが、長野県の水道の概況について、事務局の方からよろしく願います。</p>
事務局	(資料1により説明)
国包委員長	どうもありがとうございました。たくさんご説明いただきましたが、何かご質問とかありますでしょうか。
花見委員	資料3ですが、6ページの一番上段の文章の給水状況の関係で、一人一日当たりの給水量が簡易水道では増加傾向ということですが、人口が減っていく中で増加傾向の要因的なものは何かあるのでしょうか。
事務局	有収率が低下しているということは、料金徴収をした水量が減ったということです。例えば途中で管路から漏れていたりしますと料金徴収できる水量が減ってきます。そのため実際料金徴収はしていないので有収率は下降傾向にあるけれども、浄水場から出た水は一人当たりで割れば増えているということではないかと考えられます。
下水道公社	オブザーバーが発言していいかあれですがよろしいですか。平成23年は東日本大震災の年ですよ。下水の方も平成23年度から突然有収率が下がっておりまして、不明水という状況になっています。その影響もあって有収率が下がっているのではないかなと思います。下水道も全く同じ状況です。水道は圧力がかかっているから漏れていく、下水の場合は圧力がかかっていないから入ってくる、と。
事務局	地震の影響までは分析していませんけれども、その要因は一つの可能性ではあると思います。やはり施設の老朽化や地震の影響で漏水量が増えたりしてたくさん供給しないと、なかなか使う方として間に合わないという状況があって、実際の給水量としては増えていくということが簡水としてはあると思います。
国包委員長	今の話ですが、6ページの上のグラフをしてみる限り、簡易水道の有収率は平成10年をピークに下がっているのですよね。折れ線が2本ありますが、薄いほうが上水道ですね、これは単調に増えていっていますよね。それに対して簡易水道は昭和58年くらいまで下がっていたのが、そのあと平成10年までずっと上がって、またその後平成25年

にかけて下がっているという状況ですね。簡易水道の有収率は平成 10 年だと 80%くらいなのが、15 年間の間に 68%くらいでしょうか。かなり落ちが大きいですね。

ケースによっては比較的最近需要が減っているとかあるのでしょうか、どこでもこういう傾向がみられるのでしょうか。原因はどうかというところが気になります。下がりがあまりにも大きいなという気がします。簡易水道が 300 近くですからちょっとこの辺はまた事務局の方で、仕事の合間にでも見ておいていただいて。いずれにしても大きな変動です。もし、どこでも簡易水道で有収率が下がってきている、ということであればかなりゆゆしき状況です。

事務局

データについては、個別の水道事業者のデータがありますので、また見て分析してみたいと思います。

国包委員長

宜しく申し上げます。それ以外にご質問とかありますでしょうか。

佐藤委員

資料 3 の 4 ページ、長野県の市町村として、1 市町村 1 水道に統合する、としたとしても簡易水道として残る町村を图示していただいております。これに対して、資料 1 の最後のページに長野県水道整備基本構想が示されております。これは期限が切れておりますけど、当初の決定では、1 市町村 1 水道の統合、あるいは圏域内の事業経営の一元化を図ること、以前から標榜されていたかと思いますが、これについて今の時点まで統合が進んでこなかった要因のようなものをもし把握しているようでしたら、あるいはこの検討委員会で知っておいた方が良いということがありましたらご紹介いただければと思います。

事務局

佐藤委員ご指摘のとおり、昭和 55 年策定いたしました長野県水道整備基本構想については、1 市町村 1 水道にしましょうというのが平成 2 年、圏域毎に統一というのが平成 12 年ということで、一応計画をたてました。当時昭和 50 年代というのは普及率 90%時代ということで水道の拡張期でございました。その中で圏域ごとの統合していく、共同で施設整備しましょうという構想であったわけでございます。

その後やはり、平成 12 年に見直そうという経緯があったのですけれども、長野県におきまして田中県政という時代で、ダムを止めましょうという宣言をしました。当時、基本構想のところではダムを水源としていくつかの事業をするという前提でしたが、ダムをやめますという宣言があったことで、この構想の見直しを中断しています。そういう経過もあったり、市町村の合併がなかなか進まない、市町村が多かったということもございました。

そういう中で、広域的なことというのは難しいこともございまして、せめて一市町村で一事業という方向性は引き続きございまして、一部進んできておりますが、現状におきましては各市町村に水道事業が残っている、という状況でございます。

国包委員長

この辺は改めて議論することになるのではないかと思います。なかなか一つにまとまり得ないというのは、技術的な問題というよりも財政や料金といった問題があるのではないかと想像しますが、そのあたり如何ですか。

事務局

この当時の構想は事業統合というものを広域化として一本化しようという考えでした。今は、なかなか事業統合まで含めた広域化というのが進まないということもあって、広域化のいろいろな考え方ができております。

やはり事業統合まで進めるとなると、市町村間でのすり合わせなり、事業者の中でも従来簡易水道としてやってきた小さな水道を取り入れると言うことに対して、難しさがあるのだと思います。こちら辺は多分具体的には、長野市さんとか青木村さんの方が実際の難しさというのは分かると思うのですが、私どもとしては事業統合というところにいきなりもっていくのが難しかったのではないかと思います。

島田委員

今事業統合という話が出ましたけども、現在長野市は合併しました町村の5つの簡易水道の経営もしています。それと上水道が1つ、ということで簡易水道事業と上水道事業の両方を経営しています。また、長野市と区域を接している小川村さんがあり、長野市と合併していないので、村単独で行っている簡易水道事業があります。

5ページをみますと広域水道事業の給水エリアというのがありますが、長野市の一部、千曲市それから坂城町、上田市の一部を長野県企業局が経営をしております県営水道が給水しております。先ほども事務局よりお話がありまして、当時の県知事さんの方針で、水道事業は原則市町村がやるというお考えがございまして県営水道を分割して各市町へ移管するというお話もありましたが、企業局さんを含む関係市町の協議の中で分割ということではなくて、この中でより良い広域化ができればということということで、現在は、水道事業運営研究会というものを立ち上げまして、いろいろと研究しております。

その中で問題になってくるのは、一番は料金の問題。企業局さんはものすごく経営が良いということで、この間の経営戦略会議でも向こう10年は料金値上げしないと企業局さんがおっしゃっておりますのでなかなか凄いなと思っておりますけども、現在長野市はご承知のとおり5地区の簡易水道を経営しています。これは水道事業者の立場からすると、市町村合併に伴い簡易水道事業の経営を引き継いだ訳で、簡易水道事業と上水道事業が一緒になっていくとなると料金や施設基準等も見直して色々考えなければならぬなど、各自治体の個別の事情というのもございます。そのために、水道事業の経営は大変です。

今全国的には、東北では垂直統合とかいろいろ良い統合の例が出ていますけれども、長野市も上田市も県企業局も独自の水源を持っている中、スケールメリットを活かしてどこかをやめるといった抜本的な形で、お互いの強いところ弱いところを結び付けるという意図があればうまくいくのですけれども、なかなかその辺を進めていくのが難しい。

長野市としても、先ほど申し上げたように簡易水道事業については大変事業環境が厳しくて、あとで出てくると思いますが管路1キロメートル当たりの人口とか、上水道事業に比べて不利な状況になっています。私よりも青木村さんの方がお分かりだと思いますので、お話ししていただければよいと思います。

花見委員

青木村ですと1村で1簡水を村独自で経営していますが、長野市のお話しにあったような状況でございます。実際に運営もそうですが、事業所として独立してやっていくのがなかなか大変なところがございます。冒頭でもありました通り経済的な話、人材的なものとか、いろいろな要件がある中でやっているわけでございますが、将来を見据えた場合にどの程度やっていけるのかなというところで、厳しく不安な面もございます。ビジョンの中でも、広域、広範囲なつながりを持たせる中でどのように進めていくかということもあるようでございますが、色々なお話しを聞かせていただきながら目指していければと思います。

国包委員長

それでは時間の関係もございますので、恐縮ですがもう一つの議題に移らせていただきたいと思えます。3番でございますね。本県の水道の現状と課題について、事務局からお願いします。

事務局

(資料4、5により説明)

国包委員長

どうもありがとうございます。たくさんご説明いただきました。今説明いただいた現状と課題について、なにかご質問を含めて、もっとこういったことをやった方がいいのではないかと、こういった課題があるのではないかと、お話しなかった点で問題点としてこういうことがあるよといったこと、なんでも結構ですがご指摘いただければと思います。いかがでしょうか。

花見委員

資料4についてです。水源の保全対策ということころですが、地下水の保全の取水規制は市町村の条例の範囲であると思うが、これについてはビジョンの中では盛り込んでいくことはあるのでしょうか。

事務局

現在のところ、水資源の保全という取り組みを県で進めていくという紹介程度で書かせていただいています、特別市町村さんの条例でこういうのがありますということ載せていくということは想定してございません。

国包委員長

ちなみに、私もよく知らないのですが、長野県の方では地下水の保全条例かなにか、そういったものはないのでしょうか。都道府県によっては作られているところもありますが。

事務局	<p>県としては、地下水の保全条例はございません。県で水資源関係でつくっているのは、水道水源保全地区として開発に対しての規制の制度。それからいわゆる水資源の量を効果的に守っていきこうということで、事前の取引に対しての水資源保全地域の指定という二つの制度がございます。それと同時に、市町村の方では地下水の保全に関する条例がありまして、現在51の市町村で許可、届出あるいは理念的なものを含めてですが、地下水に関する条例を制定してございます。</p>
中條委員	<p>基本的なことで申し訳ありませんが、資料の4の11ページに水道料金がありまして、料金平均というのがありますけれども、1か月という形で、年ではないですか。</p>
事務局	<p>水道料金は、1か月の基本料金がございまして、さらにそこから利用した分だけ増えると言うような設定でございますので、その1ヶ月当たりの料金です。</p>
中條委員	<p>基本料金は入っていないのですね。</p>
事務局	<p>基本料金を入れて、1か月当たりの料金ということです。</p>
国包委員長	<p>すごく大雑把に言えば1m³当たり百数十円という料金設定になっているというわけですね。今ご質問されたこととはちょっと違いますけれども、下のグラフを見てみますと簡易水道ではよく話題になっていますが、1立方メートル辺りに直すと300円近く或いはそれ以上になることもあるという実態がありますね。どちらかという、上水よりも簡易水道の方が高い料金になってくるということです。</p> <p>別のことで、私の方から、気になる点を申し上げさせていただきます。一つは、行政の圏域に関連することで、次回資料を出していただけたらありがたいのですが。それぞれ圏域ごとにいろんな情報の整理をされておりますよね。それと今後の方向性に関して圏域ごとにとということでした。そういうことを前提として、圏域ごと、つまり地方事務所での、水道に関してそれぞれどういった事務を担当していることになっているか、情報を提供いただきたいと思えます。</p>
事務局	<p>地方事務所で行う事務については規則で定めておりますが、資料はございます。</p>
国包委員長	<p>簡単な物で結構です。何を考えているかと申しますと、圏域ごとにまとまって、水道ビジョンの中で水道に関して議論をすれば、それなりに裏付けになるものが何か欲しいなと思ったのです。なにもなしに圏域でこれをやればいいんじゃないかということ、あんまり軽率にできないなと思いました。そういった意味で、お願いしたいと思えます。</p> <p>それから、あと1つ2つ、宜しいですか。いわゆる水道事業の業務指標、PIですね、これは県でということではないですが、上水道事業等でそういったものを自前で算出し</p>

ている例があればそういった情報をまとめていただけるとありがたいです。県の方で自ら数字をはじいていただく必要はないと思うのですが、現に自前でやっておられて公表されている例があればそういったものを出していただけるとありがたいなあと思います。

それから、もう1つ、これは圏域と関連するのですが、やはり上位計画ですとか或いは、他の行政分野との連携というのもどうしても重要になると思いますので、少しその辺のことに關しても。これは資料ということではないですが配慮していただく必要があるのかなと思います。その辺、事務局としてご配慮いただければよいかなと思います。

酒井委員

資料の4の中で、管路の状況等について調べていただいている資料があって、耐震化の対策状況や、いつ見直しが必要かといったところがあるのですが、こちらの調査自体はどこが主体で行っているのでしょうか。つまり、簡易水道を行っているところではこれを調べるだけでもかなり大変なことだと思うのです。特に、未確認のところも多くあるんですけれども、調査自体、このどういう状況にあるのかを調べるのはどこなのかを教えてください。

事務局

こちらに載っている基礎的な数字は、国が水道統計というものを経年行っておりまして、そちらの数字を基本的に載せさせていただいております。国から県に県内の水道事業の状況について調べてくださいという依頼が来まして、調査項目等も全て指示されたものでございます。それを、市町村にご回答いただくということで、市町村で複数の事業をやっている場合はそれぞれについて回答を頂き、取りまとめているというところですね。

酒井委員

であれば逆に、国から県に指示が来て県から市町村へ確認をしている中で、確認ができないというものがこれだけあるということでしょうか。

事務局

施設の耐震化に關しましては、そもそも回答に未確認という項目があります。現行の施設基準自体が耐震化を求めているのですが、それができる前から水道施設自体が建っているわけです。新たに施設を建てることになれば自動的に耐震化されますが、そうでないものに関しては、今の基準に照らして耐震化しているかということを見られていないということで未確認になっているのだと思います。

酒井委員

分かりました。

島田委員

今の耐震化の問題は、長野市では阪神淡路大震災以降に建設された配水池等の水道施設については全て耐震化されています。

長野市では、上水道の主要な配水池等の水道施設について簡易耐震診断といって、既存の図面と現地調査による調査を実施してあります。

簡易水道事業もあるわけですが、これらはこれから進めていくところです。コンサルとかに出せば簡易耐震診断できるわけですが、されていないのは、多分簡易水道の事業者さんは資料、鉄筋の配筋図とか、それから地盤の図面ですとか、資料がないというのが一番だと思うのです。やりたくてもできないという事業者さんの内情もあるのかなと思います。

島田委員

資料4の10、先程酒井委員もおっしゃったのですが、施設の利用率がありますよね。これが、私どももそうなのですが、80%程度とかになっていると理想的な状態です。

広域統合は大体水道の施設の利用率をアップすることが目的で、1事業者単独では水源がうまく使えなかったりする場合に、余っている水源を双方で有効に使うことで利用率がぐっと上がってくるわけですが、この資料では長野地区は45.4%と、長野市でも50%をちょっと超えているような状況で、これから人口減少とともに給水量がどんどん落ちてくるというので、この辺をやはり上げていくというのがいいと思います。

それと資料の5の5ページですね。事業者の中では大きな事業者から小さな事業者まで長野県の場合は多いので、事業統合に関する事業者の意識の中で、お互いの水道施設を繋ぐ連絡管の距離や地形など技術的な問題もありますが、近隣事業者の意識の違いとか、検討の場がない、話題に上がらないなんていうのは、この辺は県の方で問題意識をきちんと、簡易水道も含めてやっていただくとよいと思います。

また、簡易水道については、一般会計からの繰り出しがあったり、実態が良くわからない。私どもも簡易水道を引き継いで良くわかったのですが、本当に有収率なども、調べると公表されている数字と実態が違う。それから一人当たりの給水量、これは漏水が多くなってしまおうとどうしても多くなってしまおう。それから一人当たりの管路の延長ですね、これも長野市ですと簡水で約52mくらいありまして、あまり誇れた数字じゃないのですが数字が大きくなっている。そういうことで、簡易水道は上水道と違って厳しい面があるので踏み出せないところが簡易水道の事業者にとってはあるのではないかと思います。その辺佐藤委員さんに他県の状況とか、委員さん委員長さんからご指導いただければと思います。

国包委員長

確かに問題というか課題として非常に重要な点かと思いますが。ただ、ビジョンの中でいくらいいこと立派なことを書いても、実現性の無いようなビジョンであれば意味のないものになってしまいますし、その辺どこまで、いいものを作れるかというところです。追々深く広く議論を進めていきたいと思っています。

まだ色々意見もあるかと思いますが、時間も来ていますので、6番目の今後の検討スケジュールを紹介していただいて、一応今日は了とさせていただきたいと思っています。事務局からお願いします。

事務局

(資料6により説明)

国包委員長 ありがとうございます。何かご意見、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。
事務局にお聞きしますが、次回今年の12月ということになっていますが、今日のお話しを踏まえて、事務局の方で議論の材料を作っていただいて、次回提示していただくと言うことでよろしいですね。
それとあえて申し上げますが、必要であれば個別に皆さん方にもコンタクトをしていただいて、意見を求めるなりしていただいてということでもよろしいですね。

事務局 はい。

国包委員長 そういうことだそうですので、いろいろいただいたご意見を参考にさせていただいて、次回の資料、ビジョンの方向性あるいは骨子について、原案を作成していただければと思います。
それでは以上で議論は終わりということにさせていただきます、6番その他でございますが、事務局の方で何かございますか。

事務局 事務局では特にご用意しておりません。

国包委員長 次回の日程はどのようになりますか。12月上旬だとか。

事務局 また事前に御都合を照会させていただいて日程を決めさせていただきます。

国包委員長 あまり遅くにはしていただかない方がいいですね。それでは、以上とさせていただきます。

事務局 ありがとうございました。最後に終了に当たりまして水大気環境課長から一言お礼を申し上げます。

事務局 本日は誠に忙しい中貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。今日いただきましたご意見をもとに、次回に向けた検討のたたき台を作ってまいりたいと思います。また、今日の議論の他に色々ご意見いただければと思っておりますので、メール等で事務局の方にご指摘いただければ、それを踏まえたうえで次回の資料としてお出ししたいと考えておりますので、よろしく申し上げます
今日は本当にありがとうございました。